

宝暦10年の巡見使と熊野地方

The Inspecting Group in the 10th Year of the Horeki Era and the Kumano District

笠 原 正 夫*
Masao KASAHARA

要 旨

徳川幕府は、将軍が代替りすると全国へ諸国巡見使を派遣した。各藩主の統治の実態を幕府（公儀）権力は掌握することをねらったのである。紀伊国へは大和国から入国して南下し、熊野地方を通って、伊勢国へ抜けていく場合と、逆に伊勢国から熊野地方へ入り、北上して大和国へ抜けていく場合の二通りがあった。巡見使が途中で領民に質問があったときの回答書を紀州藩が作成し、「手鑑」として村々へ配布している。藩側にとって不都合な発言をさせないためである。幕藩制下の藩というもう一方の分権的権力を把握しようとする公儀権力の目的は妨げられている。

本稿は、宝暦10年（1760）の巡見使の来訪時の熊野地方のうちの付家老水野氏の所領（新宮領3万5000石）の状況を考察するが、領内に布達した巡見使に関する一切の触はすべて紀州藩から出されており、水野氏はそれに従うのみで独自な判断はできなかった。巡見使の来訪が近づくと、通行が予想される道路の点検と修復、新宮川の危険箇所の整備、それに伴う出入足や川舟と水主の村々への割り当てなど任務は多岐にわかつたが、それを処理するのに地域の実状に最も熟知している大庄屋を駆使して行なった。本稿で利用した「万覚留帳」は、新宮領請川組大庄屋須川善六が書き留めた記録であるが、巡見使の通行に際し多岐にわたる任務に領民をどう徹發するのか、その状況を明らかにしながら領主権力が領内の村や領民支配が貫徹していく実状を解明する。

キーワード：熊野、諸国巡見使、紀州藩、新宮領、出入足・川舟

はじめに

「諸国巡見使」という名称の監察使の初見は、寛文7年（1667）閏2月18日の史料である¹⁾。

* 本学非常勤講師、日本近世史（Japanese Early Modern History）

御使番と小姓組番・書院番のうちから選ばれた3人1組、100人程度の供ぞろいで、当初は関八州を除き全国を国々に分けて一斉に監察を命じた。各藩主の統治の実態を、公儀権力は監察しようとしたのである。

巡見使に関する「覚」が寛文7年閏2月18日に2通出されている²⁾。御朱印以外の人足や馬は駄賃を払い、新たな道や橋の普請や宿所・茶屋の新規の作事や畠の表替え、湯殿、雪隠などの造作は無用で古いままでもよい。宿所にあてる家が1村に3軒揃わなければ、寺院でも、村を隔ててもよいなどと、領民に過度の負担を課せないように配慮している。また領民との対話を通して領民の生活を知り、領主の治政をさぐろうとしており、この方針は、後々の巡見使まで継承されている。

全国を8地域に分けて將軍の代がわりごとに行う形式が定着するのは天和元年（1681）の諸国巡見使以降といわれ³⁾、12代將軍徳川家慶の代替わりの天保9年（1838）まで続いていた。

紀州領への巡見使の来訪が記録のうえで明らかなのは、寛文7年4月、天和元年（1681）4月、宝永7年（1710）4月、享保2年（1717）1月、延享3年（1746）3月、宝暦10年（1760）12月、天明8年（1788）7月、天保9年5月など8回である⁴⁾。その概略は『和歌山県史』をはじめ、『和歌山市史』、『田辺市史』の各通史編に記されており、巡見使は大和國から入国し、北から熊野街道を南下して熊野地方を抜けて行く道順を通るときと、逆に伊勢路から入り、熊野地方から北へ抜けていくのと、2通りがあった。

巡見使が領民に尋ねたときの回答を指導した「手鑑」などが残っている。藩側が作成した巡見使対策の模範回答集である。領民が藩側にとって不都合な発言をさせないため、村々へ配布していたのである。公儀権力による各藩主の統治の実態を把握するというねらいは、幕藩体制下の藩というもう一方の分権的側面とぶつかっており、諸国監察の本来の目的は妨げられている。それゆえ巡見使の巡回も近世中期以降は儀式化していくが⁵⁾、その状況についても考えてみよう。

本稿は、宝暦10年の巡見使の来訪時の熊野地方のうちの新宮領の状況を取りあげるが、利用した「万覚留帳」は、新宮領請川組大庄屋須川善六が記した記録である⁶⁾。請川組をはじめ熊野地方では巡見使の来訪にそなえて、領民たちはどんな準備をしているのか、考えてみたい。次に領民が徵發されるしくみの実態など、新宮領の巡見使通行時の課役を明らかにしたい。さらに領民支配に紀州藩からある種の独自性を持っていたといわれる新宮水野氏と本藩の支配関係についてもふれてみたい。

1. 巡見使の入国

宝暦10年10月19日に新宮の町奉行郡役所（以下御奉行所）の嶋野半左衛門、矢田八左衛門、榎本太郎右衛門の三人連名の書状が川丈（新宮川流域）の大庄屋にあてて出されている⁷⁾。

近々巡見使が来訪するが、それには「別紙之通若山ち被仰越候間、諸事差支無之様相心得させ可申旨御年寄衆被仰聞候…」とあり、今後和歌山藩庁からの指示に従って手抜かりのないように対処することを命じている。

巡見使は、当初の予定より大幅に遅れて、12月17日に大和国五條から国境を越えて紀伊国へ入った。橋本は最初の宿泊地で、この日から紀伊国の巡見が始まったが、巡見使の一行は、御使番遠藤源五郎常住と小姓組山角市左衛門政国、書院番一色源五郎直次らの3人で⁸⁾、従者は遠藤32人、山角28人、一色30人を率いた大集団であった。しかもそのうえ、所持する荷物も大量で、それを運ぶ御朱印人足が各8人ずつと御乗物人足が各4人ずつ、御朱印伝馬10匹ずつが付せられていた（表1・表2）。またこの一行には、紀州藩の郡奉行中が管轄内を随伴したが、その他野口順宅という医師を橋本から奥熊野長島まで付け廻らせている。巡見使の到着の前に先触が届き、下付された御朱印どおりの馬・人足などを用意しなければならなかった。それ以上に必要な馬・人足は賃銭を支払う定書になっているが、実際は、紀州藩が馳走伝馬として提供していた。その費用は藩負担で、後日組割りされて割賦され、村々の負担となつた⁹⁾。

巡見使一行は、紀ノ川に沿って伊都・那賀の村々を監察しながら、伊勢街道（大和街道ともいう）を西進して和歌山に向い、城下町を巡見してから熊野街道の伝馬所に沿って南下し、名草・海土・有田・日高の各郡を経て田辺へ到着した。田辺からは中辺路に入り、けわしい山岳地帯を進んで12月26日の夕方熊野本宮に到着している。その間、紀伊国到着以前の大和国などの巡見の状況や巡見使一行の動向について知り得たことを、その都度伊都・那賀の大庄屋たちが他郡へも通達した。那賀郡粉河組大庄屋から11月21日付で、名草・海土・有田・日高

表1 巡見使一行人数

	御上分	御中分	御下分	御人数	御朱印人足	御朱印伝馬
遠藤源五郎	9人	10人	13人	32人	8人	10匹
山角市左衛門	8人	8人	12人	28人	8人	10匹
一色源次郎	9人	8人	13人	30人	8人	10匹

（宝暦10年10月「万覚留帳」より作成）

表2 巡見使一行所持物

	御乗物人足	御長持	御具足	御茶弁当	御採箱持	両掛採箱	竹馬	御用人物物	御乗掛	駄荷	御合羽籠
遠藤源五郎	4人	2棹	1荷	1荷	2人	2荷	2荷	2挺	5足	1足	—
山角市左衛門	4人	1棹	1荷	1荷	—	2荷	2荷	—	6足	1足	1荷
一色源次郎	4人	2棹	1荷	1荷	—	1荷	2荷	2挺	6足	2足	—

（宝暦10年10月「万覚留帳」より作成）

の大庄屋御仲間衆中にあてて廻状が出されている。領内には郡域を越えた大庄屋同志の連絡網が形成され、情報が次々と届けられてきた。また、「十五日橋本御泊り之由、近露御仕入方岡本忠蔵殿より申来候、左候得ハ廿四日本宮御泊ニ相見へ申候」と、御仕入方の組織を通して情報が伝えられた。藩も巡見使の状況を各郡代官所へ通達しており、「十六日橋本御泊り之由昨日申来候処、又々相延十七・八日橋本御泊り之由、若山ち木ノ本御役所へ式ツ印使ニテ申参候由、木ノ本御役所より申参候」とあり、橋本での宿泊は12月17・8日頃になると、藩庁から「式ツ印」(至急便)で木本代官所へ伝えられた。橋本到着の日時を知った本宮組大庄屋は、すぐ川丈の大庄屋中へその旨を連絡している。このようにいくつもの連絡網の重層的な構造ができるあがっていたから、僻辺の熊野地方の大庄屋たちもかなり正確な情報を持っており、大きな混乱は起らなかった。したがって、12月17日付で新宮領三里組大庄屋が請川組大庄屋へ出した書状に、「弥御順見様ニも十七日橋本御泊り之由、左候ヘハ廿六日本宮と相見へ申候」とあるように、本宮への到着の日時を12月26日と判断して、人足や川舟の準備に取りかかることができた。

巡見使が通行する各郡の大庄屋たちを悩ませたのは、応対の仕方であった。巡見使が道筋で質問をすることも予想されたから、藩は「御領分被相通候節在々ニおいて巡見衆若被尋候品も候得者あらハニ答申儀ハ勿論之事ニ候得共…」と、「あらハ」(隠しごとなく)に答えるとしているが、「米捌之儀」のように、藩の政策にかかわってくるような内容については、「あらわ」に答えることを認めていない。すなわち、「何事ニてもあの方より尋無之候へハ、此方より申出候儀ハ曾而不被致答候得共、此儀ハ別而左様相心得候…所々ニ有之候米改所並役人等之此儀ハ堅ク申間敷候」と尋ねられないことを話してはいけないと発言を封じている。そして領民に対し、巡見使へは御蔵米や御家中の知行米も十分に集まって来ないので、御家中も百姓もともに困っている。そのため酒屋やその他の町人たちも、近年は他所米を買い求めて御国米に混じえるようによると答えよと指示して、藩は領内の米の流通に極度に神経を使っている。

「粉河ニ而聞合覚」は、巡見使を迎えた粉河組から、その対応策について聞いた内容のまとめであるが、これを領内の各大庄屋にも廻達している。まず巡見使が尋ねてくるのは村名・家数・人数・耕地・免合・作方・宗門御改めなどである。また宿所に入ったときは、食事は3人とも料理は1汁1菜とし、従者の食事も同じものとした。3人が寄合をするときの夜食は酒・吸物まで出すようにし、寄合がないときは、夜食の必要がないかどうか窺いをたてるように命じている。巡見使と面談するときには、衣服は正装で羽織袴を着用して出るようにせよとある。御宿へは「何々様御宿」と書いた木札を表柱に懸け、従者の宿泊する下宿は紙札を表柱へ張った。家々は提灯を出し、御本陣は纏を2張出させている。就寝後の夜中は、大庄屋が御宿の見廻りを欠かさずにする。御宿の出発は毎日5ツ時(午前8時)で、宿の亭主は羽織袴で村境まで送りに出るよう記されており、宿所での対応がたいへん厄介であった。

日高郡の大庄屋仲間が粉河へ行き内聞した「問尋之覚」は、巡見使が尋ねそうな事柄をまと

めたものである。それには、切支丹ならびに類族の有無、高札の札場所、孝人の有無、金銀銅鉄錫鉛山の有無、松山、雑木山、材木伐出し候山、留山の有無、飢人の有無、御朱印寺社の有無、八歳改、入人改など毎年の御改の有無、預け人の有無などがあげられている。巡見使に関して知り得たことは、次々と通り筋にある大庄屋の許へ送られていた。

領民の生活を直接監察して領主の治政の状況を監督することにねらいのあった巡見使であるが、領主側は藩の行政機構をとおして大庄屋を掌握し、巡見使を早く通過させる方策に全力をあげた。大庄屋は郡代官所と結びながら領内に連絡網を張りめぐらしており、模範解答なども用意して藩主の「仕置の善惡」ができるだけ見えにくいように仕組んでいた。

2. 巡見使と新宮領の対応

巡見使の一一行は田辺から中辺路に入り、けわしい山道を越え、12月25日に近露の宿泊所に到着した。翌26日早朝出発して、中辺路をさらに進んで新宮領の三里組へ入っている。その日の宿泊は本宮であるからさらに進んだ。このとき、三里組へは、新宮水野氏の役人を始め各村々から人足として徵発された農民が多く出迎えた。すでに12月12日に新宮の奉行所の渡辺権大夫・嶋野半左衛門・矢田八左衛門の3人から、三里組・請川組・敷屋組の各大庄屋にあてて伝馬所のある伏拝村へお迎えの詰人足410人を出すように命じていた。内わけは三里組250人、請川組100人、敷屋組30人、大山組30人である。「享保年中之控有之候儘申達候」と、詰人足の人数を決めるにあたって、享保元年の巡見使の時の先例を参考にしていた。三里組・請川組・敷屋組の3人の大庄屋は、自身の組の詰人足を統率したが、大山組の人足30人は、請川組の大庄屋の管轄に入った。巡見使が万一陸路をとって雲取越えを越えるのであれば、すぐ小口村まで移動する予定であったから大山組大庄屋はそちらへ廻っていた。三里組のうち10人は御駕籠人足にまわしたが、人足は、「達者成もの能人足髪月代奇麗改させ、衣類帶見苦からさる様ニ可被申付候」、「御駕人足衣類之儀紺染無紋ニテ候ハ、一統ニ無紋着させ、紋付ニ候ハ、一様ニ紋付着させ、紋之有無混雜不致様可被申付」と、身体の壮健な男子を選び、服装・身だしなみを整えさせたが、華美な紅紫の類は手拭さえも持たせなかった。御駕籠人足は「くさき物之類」を食べさせず、禁酒を守らせるなど、生活面の細かい規制をしている。また3人の巡見使と同名の源五郎、源次郎、市左衛門の名前の者は出さないように配慮をした。

紀州藩では新宮領の三里組伏拝村に最初の詰所を定めたが、伏拝村は中辺路の伝馬所のひとつであった。「新宮御客様方宿割」によると、大目付衆榎本太郎右衛門が12月23日に新宮を出発し、西敷屋で1泊、翌23日に伏拝村へ来ている。御奉行所嶋野半左衛門と御代官間宮浅右衛門はすでに22日から詰めていた。真砂長右衛門らその他の役人は、24日に新宮を出発して伏拝村へやってきた。御船方衆和田佐太夫は、舟大工二人と家大工一人を伴い、24日に新宮を出発し、25日から本宮で、御召船の舟御屋形を組み立て、出船に備えた。山家衆10人も警

備のため伏拝に来ており、これら新宮関係の役人衆の宿所や食事も三里組が準備しなければならず、その接待に追われた。

新宮領を巡見使一行が通行して行く順路に沿って伏拝村（三里組）、請川村（請川組）、敷屋村（敷屋組）、日足村（三ツ村組）、浅里村（浅里組）など新宮川川筋の拠点の五か所と本拠の新宮、新宮から那智山への順路の宇久井村（宇久井組）と那智山、伊勢へ抜けて行く順路の成川村（成川組）、井田村（成川組）の6か所に詰所が置かれた。詰所には當時2～4人程度の水野家の役人が配置されたが、詰所は11か所に及んだため、巡見使が通過すると直ちに役人は別の詰所へ移動した。宿所となった新宮と那智山へは4～5人が詰めたが、本宮は紀州藩領であるため、新宮の役人は新宮領のように配置されなかった。他に新宮川の渡河地になる成川へは3人、宇久井・阿田和は2人、敷屋・浅里・井田は1人ずつ配置している（表3）。これらの詰所へは大庄屋・地士なども詰めているが、本宮へも新宮領の詰所と同じように詰めている（表4）。宿所が置かれた本宮へは夜具・ふとん・薪など川丈の新宮領の村々からかなり運び込まれた。

本宮は、川舟の出発地であるため、川丈の新宮領の組々からも川舟と船頭・水主が多く集められた。また諸人足も多く入り込んでいた。そのため統率管理者として請川組大庄屋須川善六、敷屋組大庄屋宇井宗助、浅里組大庄屋尾崎忠左衛門の3人が詰めていた。巡見使の付添いの新宮の諸役人も、川舟に乗るために本宮に多く滞在していた。「郡奉行御代官熊野御目付中巡見衆通り被申候節、支配下江被参泊休近辺又ハ伝馬所ニ分リ被相詰…」と、口熊野と奥熊野の郡奉行御代官や熊野御目付など紀州藩の熊野地方の役人も総出で巡見使に付き添い、御宿の近辺や伝馬所に分かれて詰め、警戒にあたるとともに、人馬その他の諸事に支障がないか点検した。

「明日（注12月28日）ハ本宮御宿未明ニ御立御社参、直ニ御船へ御召被成」と、28日早朝本宮を出発して新宮領一帯の巡見がスタートした。新宮城下へは同28日の八ツ半頃（3時）に到着の予定であった。請川組大庄屋から本宮組大庄屋への書状によると、「御巡見様御乗船之儀御別紙之通若山ぢ被仰越候由ニテ新宮表ぢ御通御座候」とあり、巡見使の乗船のほか接待など諸々の対応の仕方は、和歌山の藩庁から指示が発せられており、新宮の役人が独自で判断しなかった。紀州藩庁から新宮へ通達された指示が、御奉行所を通して川丈の大庄屋の手許へ届けられた。本宮から川舟で約4里ほど下った三ツ村組の日足村（右岸）と和氣村（左岸）あたりが中間地で昼頃になった。そのため昼食の用意をしなければならなかつた。あるいは天候の悪化や行程の都合などにより宿泊することもあり、その指揮をとる三ツ村組大庄屋の責任は重かつた。100人近い巡見使一行と和歌山から付き添ってくる紀州藩の諸役人、またそれに応対しなければならない新宮の役人、荷運び、川舟の船頭、水主など急拠徵集した人足を含め膨大な人数の食事、宿所と夜具、火鉢などの準備を切り盛りしなければならなかつた。新宮の御奉行所から巡見使の宿所、休所、その他の茶屋での必要品は、「御城」（新宮）で貸し出すと大庄

表3 新宮水野氏の役人の配置

詰所	新宮領の役人など
伏拵	榎本太良右衛門, 嶋野半左衛門, 間宮浅右衛門, 安宅盛蔵
請川	榎本太良右衛門, 嶋野半左衛門, 間宮浅右衛門, 真砂長右衛門
敷屋	高橋久大夫
日足	渡辺権太夫, 嶋野半左衛門, 岡田円之右衛門, 伊熊重左衛門
浅里	矢口長左衛門
新宮	品川文治, 伊藤段治, 大組御足軽2人
宇久井	矢田八左衛門, 川口紋右衛門
那智山	矢田八左衛門, 中川半太夫, 木田金兵衛, 高橋仁右衛門
成川	品川文治, 伊藤段治, 大組御足軽2人
井田	池田宅兵衛
阿田和	渡辺権太夫, 高橋又右衛門
口有馬	渡辺権太夫, 高橋又右衛門, 古川左喜右衛門, 大西安左衛門

(「宝暦10年10月御巡見衆様上筋 御通に付万覚留帳」)

表4 新宮領大庄屋・地士の配置

詰所	出動した新宮領の大庄屋・地士など
伏拵	松本与右衛門
本宮	須川善六, 宇井宗助, 尾崎忠左衛門
日足	西藤右衛門, 玉置善兵衛, 西宇平次, 浦木清四郎, 西金五郎
新宮	矢口武右衛門, 町大年寄, 榎本安右衛門, 生駒仁右衛門, 久保政右衛門
宇久井	石垣徳兵衛, 榎本安右衛門, 石垣豊蔵
那智山	植野十郎次, 清水覚太夫, 太地与市, 植野茂十郎
成川	田中太左衛門, 尾崎忠左衛門, 玉置善兵衛, 浦木清四郎
有馬組	久保政右衛門, 政右衛門伴忠蔵, 生駒仁右衛門, 仁右衛門伴民之助

(「宝暦10年10月御巡見衆様上筋 御通に付万覚留帳」)

屋中へ通達している。宿所に関する10か条の触書が紀州藩庁から出され、新宮表から三ツ村組にも届いていた。それはたいへん具体的で、上宿3軒と下宿3軒を区別して設け、双方ともとくに湯殿と雪隠についての注文が多い。部屋の模様替えをせず從来のものを利用するが掃除は徹底し、見苦しい個所は修繕すること、湯殿・雪隠のない所は葭簀か萱簀の類で囲い、屋根は苦葺きにして軽く板を敷いておくなど、衛生面や景観面の配慮は当然ながら、厳冬期ゆえ寒風を防ぐ覆いに注意を払っている。座敷には多額の費用をかけないように指示しているが、見苦しいときは上塗りをするか、そのための日数のないときは紙を張り、破れ障子は高野紙を張

り替え、畳の古い所は敷き替え、座敷まわりの縁は踏み抜かぬよう繕い、座敷前に垣壆がなく外から丸見えの所は葭葦簀か柴垣などで囲むように指示している。下宿三軒は古い畳のままにし、湯殿と雪隠は葭葦簀か柴垣などで軽く囲っておけとある。ただ、病人などが出た場合にそなえて道筋には町医者を必ず配置するようにした。

三ツ村組大庄屋をつとめた西家の「大御用書抜」¹⁰⁾(覚書の書抜)によると、紀州藩侯が川舟で通過するとき、西家を利用したようである。寛永4年(1627)3月に新宮から本宮に向かった紀伊大納言(徳川頼宣)は、西家で1泊している。寛文2年(1662)には「左京様熊野江御越可被為成御用意ニ御殿建申候、上八畳中ノ間四畳次ノ間六畳御鷹屋三ツ」とあり、徳川吉宗の熊野地方の来遊に備えて休所にあてる「御殿」を建てたが、翌3年2月6日、熊野を訪れた吉宗はここを利用した。延宝元年(1674)2月には、「紀伊中納言様(徳川光貞)の熊野来訪に備えて「御殿」の造作をしており、巡見使の宿所に利用されることも視野に入れていたと思われる。

歴代の巡見使は険しい雲取越えを避けて、川舟で本宮・新宮間を通行したが、新宮領では雲取越えはしないと予想していたが準備をしなかったわけではない。したがって巡見使が本宮へ到着してからも、大庄屋たちは絶えず連絡をとり合いながら情況を確認していた。10月27日付の「茶屋ヶ所之覚」は、新宮領の内の中辺路および伊勢街道の茶店(屋)を掲げている。三越村発心門茶屋、大居村三軒茶屋、那智山下馬茶屋、狗子川村大狗子峠茶屋、井田村茶屋、市木村不地之茶屋、市木村茶屋、志原湊の茶屋の8茶屋である。この8茶屋へは新しい薄縁4~5枚、餅・酒・草履、草鞋、煙草、火繩、茶碗、手桶、柄杓ときれいな水などを用意させた。また同日付の「本宮那智山江雲取越候時茶屋ヶ所」に記されているのは、請川村松畑之茶屋、日足村石堂之茶屋、長井村赤谷峠茶屋、同村細平之茶屋、大山村楠ノ久保茶屋、同村越前茶屋、同村石倉か森茶屋、口色川船見之茶屋の8か茶屋であるが、従来どおりで新しく修復をしたり、建て替えを命じたりしていない。「本文之通茶屋用意致候へ共、享保元申年ニ川長ヶ御下ニ付不用被成」とあり、享保元年の巡見使のとき指示どおり準備をしたが、川舟で下ったのですべてが無駄になったから、見苦しくても修復するには及ばない。屋根の雨漏りや畳替えなどは軽く繕う程度にして、そのままでも差支えないと指示した。新宮領では役人も大庄屋もほぼ通る見込みがないと判断していた。これまでの先例から巡見使が足を踏み入れることはないと思われる大和国十津川と北山川上流の村々についても、川丈大庄屋は無視していなかった。連絡網を形成して念を入れていた。

3. 出人足と村々の負担

新宮町御奉行所から、12月4日付で請川組大庄屋須川善六に、伏拝村の道普請が遅れているので助人足300人を出すようにとの書状が届いた。翌5日付で、三里組大庄屋松本与右衛門

からも道普請がたいへん手間どり大幅に遅れているので、12月6日に鎌・山刀・唐鍬・平鍬などの道具を持たせた助人足60人に、才領2～3人を付けて派遣してほしいと言ってきている。請川組では、皆瀬川村10人、田代村5人、大野村10人、和田村5人で、合せて30人の人足を6日早朝に送り、静川村20人、野竹村10人、蓑尾谷村5人の35人を7日早朝に送って、道普請をしているが、12月7日には、「上郡道普請ハ殊外念ノ入れほうき迄入申由……当組ハ龜相成ルふしんゆへ直し普請懸り申儀ニ御座候」と、道普請が粗雑なのでやり直しをしなければならなくなつた。巡見使の来訪も間近にせまっており多人数が必要で、間違いなく割当ての通り人足を集めてほしいと要望があった。皆瀬川10人、大野村12人、静川村25人、野竹村10人、田代村4人、和田村4人、巳ノ谷村5人、あわせて70人と、他に大野・静川・野竹の3村から才領人を1人ずつ割り当てた。ところが、12月9日付で、三里組大庄屋から請川組大庄屋にあてた書状によると、「昨日人足之儀八拾人申進候所、只今此方大宰領中ら申出候ハ、其御組人足壱人も参リ不申由如何間違候哉、格別普請はか取不申、其上ケ様人足御間違ひ候而ハ日数も延、旁以甚難義致候」と、請川組から人足が出て来ないので困惑している。そこで、「明日其御組ら百式拾人御出し可被下候」と、翌日120人の出仕をうながし、「右之通少も無間違様奉願上候」と念を入れている。請川組大庄屋の9日の返書には、「今日御申越之人足百式拾人と御申こし被成候へ共、左様ニハ一度ニ相揃い不申候間、何とぞ明日七・八拾人遣し可申候間左様御心得可被成候」と一度に120人も出せないから70～80人ぐらいにしてほしいとあり、翌10日の書状には、「昨日今日出之人足八十人出し申様申遣候所……五十七人ならてハ出不申由只今申来候」とさらに57人しか出せないと記しており、なかなか人が集まらず、三里組の要望どおりの人足を送れなかつた。それでも三里組から11日に入足90人を出してほしいと申し入れがあり、「ケ様人足不足仕候而ハことの外難儀御座候」と強い催促を受けている。しかし請川組大庄屋は、「当組之儀ハ百姓共山奥へ稼ニ参居申候間、御遣イ被成候日限三四日前ニ御申こし可被下候」と、人足の派遣に応えられない請川組の事情を述べている。そのうえ須川善六は、「其内此方ニも雲取道ツヘに有之、余ほと人足懸り可申様子ニ相見ヘ候間、少々ニても人足御容赦ニ預り度候」と、巡見使が雲取越えをすることもあるかもしれないと予想し、崩れかけている雲取越えの山道の道普請をどうするのか、茶屋での食事の準備はどうなるのか、人足は何人出せばよいのかなど、いろんな問題を抱えていた。請川組から大山組へ通じる道(小雲取越え)の整備は請川組へ課せられるのは必至であったから、須川善六は三里組大庄屋や本宮組大庄屋へも内談して、「とかく用意人足之儀ニ候ヘハ伏拵村へ之迎人足留置、右人足ニ而小口迄送り届申様相談仕」「左候へ者小口村へ之人足ハ楊枝詰之人足相廻申方手間廻し能候間、其通ニ相談致候」と、小雲取越えから大雲取越えへと続いていく中継地の大山組小口村へ多くの人足を集めめる方法を考えた。また不要になった川舟関係の人足も充てることもできた。そのため巡見使の一行がどこを通るかという情報の入手が重要で、もし雲取越えに決まったとき早く通知すれば、迅速に対応することができたのである。

請川組では、12月14日から雲取越えの道普請に入っているが、皆瀬川村15人と才領1人、田代村4人、大野村8人、和田村4人、巳ノ谷村5人、静川村25人と才領1人、野竹村5人の66人と才領2人が出ている。翌15日は皆瀬川村が3人、大野村8人と才領1人、和田村4人、静川村19人と才領1人、野竹村8人で、5村で42人と才領2人が出たが、田代村、巳の谷村は出していない。16日は皆瀬川12人、田代村6人、大野村7人と才領1人、和田村2人、巳ノ谷村8人、静川村19人と才領1人、野竹村7人で、合わせて61人と才領2人であった。

巡見使一行は陸路を通ると、けわしい山道をいくつも越えて行かなければならぬので、多くの駕籠が必要であった。町駕籠10挺を和歌山から長島・勢州の御領分まで通して使用するが、他は新宮領で整えなければならなかった。新宮の御奉行所から「此度之御用ニ付山籠員數書付出候様」と仰せつけられている。組々では直ちに村々の駕籠の調査に入ったが、本宮組10挺、三里組4挺、請川組3挺と3組で17挺を揃えられた。他に佐野組4挺、那智組5挺、大山組8挺、新宮6挺と合計40挺を集めている。「人足も駕籠ニ心得候者出シ申様ニ被仰付可被下候、請川敷屋組人足之儀者駕籠ニ無調法ニ付如此御願申上候」とあり、駕籠に不慣れな請川組と敷屋組から人足は出さずに、本宮組と大山組から出すように申し付けられた。御召駕籠人足の衣装は、「拾五年以前も持合之紺之衿紋ハ有無とも紺之脚半ニ而相勤候儀ニ御座候得ハ、此度も右之通ニ致積之由申来候」と15年前の延享2年（1745）の巡見使の時の前例にならい、紺の衿と紺の脚半にそろえるように三里組大庄屋から指示があった。

4. 本宮詰舟と継舟

中辺路を通って本宮へ到着した巡見使も、伊勢路を通って新宮へ来た巡見使も、大雲取越え小雲取越えのけわしい山道を通らずに、川舟を利用している。本宮・新宮間は一般に「九里八町」といわれ、川下りはほぼ1日の行程で新宮へ達することができた。宝暦10年の巡見使も川舟の手配は請川組大庄屋が担当したが、「巡見衆乗舟之儀、先年之通此度も新宮より御出し、本宮江御引登置候筈、供船荷物舟之儀者御蔵下新宮下大庄屋申合せ川長ケ在々寄せ舟致候筈事」とあるように、巡見使の御召船（御用船）は以前から新宮水野家が出しているから、新宮から本宮へ登らせた。しかし、供船や荷物舟は、川丈の御蔵下（本宮、尾呂志、相野谷）と新宮下（三里、請川、敷屋、三ツ村、川ノ内、北山、浅里など）の区別なく大庄屋が申し合せて、それぞれ支配下の村々に割り当てた。そのため、川丈の村々から多数の川舟と舟水主が徵発されて本宮へ集められた。請川組大庄屋が中心になって川舟の整理にたずさわった。川ノ内組大庄屋玉置善兵衛が、12月1日付で敷屋組、請川組、三里組の3人の大庄屋にあてた書状に、御召船の水主について組下の庄屋中と相談し、乗り組みは1艘につき水主3人と船頭1人と4人が乗り込むことにしたいと申し出た。これに対して12月4日の請川組大庄屋の返答には、「此方ニも船頭共へ相談致候所三人ニ而も間ニも相可申候ニ候へ共、風強吹候節ハ四人ニ

而都合宜由申出候」と、風の強いときは4人乗りで行くが、普通のときは3人乗りでもよいと主張している。しかし川ノ内組大庄屋は、4人乗りを主張して新宮の奉行所へも直接報告していた。だから川ノ内組から提供した3艘の川船へ乗船する請川組の船頭3人と水主の名前の報告を求めている。川船の船頭・水主は必ずしも自村の舟のみでなく、他村の川舟へも乗り組んでいた。12月7日付の三里組大庄屋の請川組大庄屋への書状に、先年本宮から出船した御召船10艘には、水主4人のうち2人は三里組から出すようにとのことであるが、三里組は、「当組込も吟味仕候所組中ニ四・五人も船頭御座候得共、御存知之通四百五拾人入申人足之儀ニ御座候、右之外舟人足も宰領共四拾人余都合五百人も入申候ヘハ人ニ指支殊之外難儀仕候」と、中辺路を通ってきた巡見使一行が三里組に到着したとき、伏拝での迎えの人足450人を割り当てられているので、それ以上川舟人足を提供することはできないと返答している。12月12日付で新宮の御奉行所から川丈の大庄屋にあてて出した書状には、巡見衆一行が近く本宮へ到着するが、川丈の組々から集められる川舟43艘をそのときまで本宮へ必ず集めなければならない。そのうち浅里組10艘、内1艘は雪船（雪隠船）であった。船は苦でおおい薙薄を舟中に敷き、櫓、水、竿を入念に手入れし、緒、櫓、杭、あか取道具も吟味しておけとある。水主共は髪月代をきれいにし、衣類も整えさせた。川ノ内組の1艘のうち3艘は御召船、1艘は雪船、御召船は船屋形を仕かけ、苦葺、水主4人乗り、うち1人船頭、敷屋組6艘のうち雪船1艘、請川組7艘、三里組9艘であった。これら43艘を本宮へ集め、出発の態勢を整えて待機した。本宮～新宮間は乗り継ぎなしの通し船であった。

本宮へは新宮の役人も多く詰めていたが、その役人衆の移動にともなう川舟も請川組が担当した。請川組は巡見使の御用船7艘以外に新宮の役人を乗せる舟も用意しなければならなかつた。「当組之儀、舟多ク入、扱々難儀被申候」と困惑している。大御目付衆・郡御奉行衆御召船、荷物舟共4艘、奥田養元老、植野太四郎殿、荷物駕共入2艘、御代官所・真砂長右衛門殿2艘と8艘提供しており合せて15艘出している。巡見使の到着にそなえて三里組などで詰める新宮の役人衆は新宮から村継ぎの川舟を利用して遡ったとき、日足村から本宮までの継ぎ舟に、請川組は川舟3・4艘と水主が足りなかったので、敷屋組大庄屋に舟を3・4艘出してほしいと申し入れている。敷屋組大庄屋は請川組に要望をして「拙者支配下る舟并人足共用意致候様との儀致承知候」と了承しているが、敷屋組は、川の瀬が長いため、川舟の安全な通行を期するには流れの早い瀬には多人数の人足が立つ必要があった。その上楊枝銅山へ出入りも出さなければならないので、川舟は2艘しか出すことはできないと返答している。

12月19日に請川組大庄屋が新宮の御奉行所へ、本宮詰の川舟の割賦は先年より1艘多く申し付けられたので、舟人足に難儀をしている。殊に御表（紀州藩）の役人や医者が川下りをするのに日足村まで7・8艘提供しなければならないから、新宮の役人が乗る川下りの川舟と乗組人足の割賦は容赦をしてほしいと願い出ている。また同21日に三ツ村組大庄屋にあてた書状には、本宮に集めた川舟のうち15艘と人足60人は巡見使と紀州藩の役人、新宮の主要役人の

ための舟で、その他の諸役人には用意していない。「余り舟」が出れば通し舟で乗せていくが、他組から借舟するか、継ぎ舟を利用しながら新宮まで下ってほしいと記している。巡見使の到着にそなえて本宮まで登っている新宮の役人が乗る川舟の手配に大庄屋たちは迷惑していた。

新宮の御奉行所が川丈の大庄屋中にあてて11月26日付で、巡見使が新宮領に到着してから通り過ぎてしまうまでの期間は、川丈の家職舟の上り下りや筏下しを禁止するように組下の村々へ申し付けよとの触を出している。巡見使が近づいてきた12月21日に、改めて新宮表から出された触には、到着する27日から出立する晦日までの間は堅く乗り下りしないようにし、とくに本宮から新宮への御渡りの当日は、筏と荷船などの乗り下しの禁止の徹底を村々へ申し付けた。また新宮を出発するとき、新宮から成川へ渡河するので、このときも同様乗り下しを禁止した。さらに各大庄屋は組下の川筋の庄屋・肝煎、舟の者に対して、和州（十津川）など川上から乗り下してくる筏や三里組の村々から出てくる荷船なども、乗り下して来ないように注意せよと申し付けている。巡見使の来訪は熊野地方の主産業にも影響を及ぼし、人々の生活にも支障をきたしていた。

5. 銅山の御見分

巡見使が本宮に到着したとき、どこを通って巡見するのかが大きな関心事であった。受け入れる側にとって膨大な負担を課すだけでなく、その対応に新宮領主はもとより家臣、新宮領内の庄屋・地主や村役人から一般農民も巻き込んで過重な課役が課せられたからである。とりわけ巡見使が通るのか、通らないのかによりその差が大きく違った。巡見使の御用人衆から「銅山之義里数何程有之、享保年中者見分有之候哉、其後延享年中順見之節見分無之哉」と尋ねられている。熊野地方の鉛山は巡見使の調査対象になっていて、享保年中の巡見使は、楊枝銅山の見分は行ったが、次の延享年間には見分されなかった。銅山までの距離（里数）については、往来2里弱と返答したが、「五・六町程之儀ニ候得者見分可致候へ共、二里弱有之候而者泊りも遠候故見分ニ及申間敷」と、少し遠方すぎるゆえ、今回は銅山の見分は対象外といわれている。宝暦10年ごろ、牟婁郡内で鉛銅を掘り出している銅山は、井関村（那智組）の永野銅山と楊枝川村（三津村組）の車取銅山・房谷銅山の3か所のみであった。享保元年（1716）の巡見使は、12月29日に小船村から入って車取銅山の見分をしている記録があるが、宝暦10年11月に、新宮の御奉行所から大庄屋中にあてた書状に、「此度順見衆於熊野鉛銅山見分の義、右之衆若其場見分可被致段被申候ハ、其所ち右山之道法并宿付も違ひ候旨申達…」とあり、楊枝銅山の御見分が行われるのであれば、この銅山の山元である和歌山城下在住の熊野屋彦太夫に出迎えさせて案内する必要があり、新宮の毛綿屋忠兵衛宅へ呼び寄せて待機させていた。楊枝銅山へ通じる山道は、改修もされていないので、駕籠も通りかねる程の狭い道である。今は銅山で働く人々が往来する山道であるが、万一巡見使の御見分が行われることになれば、改

修して道幅も広くしなければならない。こうしたところから、楊枝銅山の御見分の有無は、新宮側でも注視しており、すでに11月晦日に領内の大庄屋が新宮へ集められて、御奉行所から万全を期するよう沙汰が出されていた。万一巡見使が本宮へ到着した段階で、楊枝銅山の見分がまだ決まっておらず、川舟の中で船案内の者にそれを告げられたときは、銅山は川船の途中の楊枝村という所のかなり奥にあるから、今すぐ行くのは都合は悪い。楊枝村より2丁ほど川舟で下った日足村で用意している昼食を済ませてから銅山の見分をするように挨拶せよと仰せつけられていた。そして、直ちに日足村へも注進するように指示をうけている。日足村へ新宮から御年寄衆が詰める手筈であるから、注進は遅れないようにせよと命じられていた。本宮で銅山見分の沙汰が全然出なくとも、日足村まで来て昼食時に突然銅山見分の話が出るかも知れないから十分注意しておくようにとも指示も出ている。

日足村など三ツ村組にとって何よりも厄介であったのは、楊枝銅山の見分があったときには、その日の宿泊地は新宮から日足村へ変更されることであった。したがって日足村では、宿泊所の準備はしておかなければならなかった。厳寒の時期だけに夜具の準備はたいへんで、新宮領10か組の大庄屋にも協力してもらい、夜着106とふとん114を集めて、日足村の宿泊予定所へ廻している（表5）。そのうえさらに、夜具が揃わないときは、本藩領の入鹿・北山両組からも集める計画がたてられていた。請川組では、「夜着蒲団割覚」によると、12月15日付で大庄屋が組下の7か村へ夜着16、ふとん13の提供を申しつけ、20日まで揃えるようにと命じている（表6）。また新宮から出張してきた役人衆も、日足村で宿所を確保しなければならず、宿所で入用の薪45荷も20日まで必ず納入するようにせよと申し付けられている。三里組大庄

表5 夜具の組割りあて

組名	夜着	ふとん
相野谷	10	10
浅里	5	5
成川	15	15
尾呂志	10	10
北山	4	6
川内	9	9
請川	20	20
敷屋	7	9
三里	22	24
大山	4	6
計	106	114

(万覚留帳)

表6 夜具の村々割り当て

村名	夜着	ふとん
耳打	1	1
皆瀬川	1	2
田代	3	1
大野	3	1
小野	2	2
平	4	4
巳尾谷	2	2
計	16	13

(万覚留帳)

屋が、三ツ村大庄屋にあてた式ツ印によると、28日早朝に本宮を川舟で出発しようとしている巡見使の状況を見て、「慥ニ銅山へ不參との義ハ不被仰候得共、右之模様ニ而者無之様子ニ御座候」と、楊枝銅山の見分はないと察知してすぐ連絡している。一方日足村で一行を待ちうける三ツ村組にとって気がかりなのは、当日の昼食のことである。三ツ村組大庄屋西宇平次は、請川組大庄屋にあてて「舟中御昼食此節本宮にて用意ハ無之事ニ候哉、貴様ち久保氏方へ聞合被下度候」、「本宮にて未決定ハ有間敷候へ共久保氏存念之程貴様ち内意御聞合可被下候」と、昼食はどこでするつもりなのか、聞き出して欲しいと懇願している。そして、「極月廿八日段々申来候通銅山御見分も可有之と存、御料理其外御上り被成候而御昼食可被成哉、亦者船中にて当村之昼食御支度可被成哉、銅山へ御持せ可被成哉、両三様之支度ニ致候」と舟を下りて昼食を食べる場合、船中で食べる場合、楊枝銅山で食べる場合の三様の構えで準備をした。しかし「直ニ当村へ御上り御昼食御支度獻立御尋書指上候処、銅山者遠方故御見分無之」と、日足村で川舟を下りたとき見分はしないと知ったようである。しかしこのとき、「御荷物御駕車も御もたせ可被成候人足者楊枝詰銅山御見分可有之との御用意故、五百四拾人当村楊枝村へ相詰候へ共銅山見分無之と不用と相成候」とあり、銅山御見分に備えて日足村と楊枝村に配置していた詰人足540人が不用となった。巡見使一行は、日足で昼食後新宮へ川舟で下っていったが、楊枝川の車取、房谷の両方の銅山の年間の出炭状況を報告するように命じられた。銅山の山元である和歌山城下の熊野屋彦大夫の手代に照合しなければわからないので、熊野屋と関係の深い新宮の毛綿屋忠兵衛に提出させるように命じた。那智山の永野銅山の見分もなかった。

まとめ

宝暦10年12月、紀伊国を訪れた巡見使は、徳川家治の將軍就任後に五畿七道に派遣された8巡見使の中の1つで、山城、大和、河内、和泉、摂津、紀伊、丹波、但馬、播磨、丹後の畿内とその周辺の10か国を巡見した¹¹⁾。大和国から紀伊国へ入ってくるのは、この年12月17日で、橋本に宿泊後、紀ノ川に沿う大和街道を西進して伊都、那賀両郡のいわゆる紀州藩の穀倉地帯を巡見して和歌山へ向い、城下町を通過して熊野街道を南下した。名草・海士・有田・日高の各郡を通って牟婁郡に入り、田辺から中辺路をとって山岳地帯を本宮へ着き、新宮川を川舟で新宮に到着、その間熊野三山を詣でている。新宮で元旦を迎える、その後紀伊領のうちの伊勢路を通り、1月6日頃紀伊国を離れた。したがって、紀州藩の口六郡両熊野の領域（紀伊国内）では、30日滞在したわけであるが、新宮領川丈の大庄屋たちは、その1か月余り前の10月頃から準備にかかった。そのとき享保2年と延享3年の巡見使の先例に基づいている。先例が大切にされるということは、巡見使は領主の「仕置の善惡」を監督するという本来の目的から離れ、將軍代替りの恒例の行事に儀礼化したことを見ている。

幕府は「諸国巡見使条目」を出して領民の負担増加に配慮をしていたが、現実の村々では川

舟と水主や普請人足を集めると同時に苦労している。また多人数の食事や宿所の準備に追われている。巡見使の来訪は結果として領民に過度な負担を残したに過ぎない。巡見使の来訪前から新宮領内17組の大庄屋・町年寄は、新宮の御奉行所へ集められて手抜かりがないよう申し渡されている。しかし、藩内を通行する巡見使の対応に関する通達や指示はすべて紀州藩から發せられていた。新宮領域内のことであえ新宮水野氏が独自の判断ができなかった。多人数の移動に威力を發揮する川舟の徵發、多人数の宿所の確保や食事・夜具の配分に苦労するが、川丈の大庄屋たちは御蔵下（本藩領）や新宮領の垣根を越えて連帯しながら現場で直接指揮をとった。巡見使一行が最初に新宮領に入ったとき、伏拝の伝馬所での出迎えや道普請を指揮した三里組大庄屋、宿所の置かれた本宮詰所の本宮組大庄屋、川舟一切を取り仕切った請川組大庄屋、川下りの途中の昼食準備と万一の楊枝銅山の巡見による行程変更に備えて宿所の手配に苦慮した三ツ村組大庄屋など、それぞれが分担してあたっていた。その面では大庄屋の組内における農民の掌握がより強固になったと考えられる。また本藩の新宮領への支配力も強化された。

注

- 1)『御触覚寛保集成』（岩波書店、1934年刊）674～675頁
- 2)右同史料
- 3)『日本国史大辞典』（吉川弘文館）414頁「巡見使」の項
- 4)『和歌山市史』第二巻（和歌山市、平成元年刊）204～219頁『田辺市史』第三巻（田辺市、平成15年刊）164～268頁など
- 5)前掲『日本国史大辞典』「巡見使」の項
- 6)『本宮町史』近世史料編（本宮町平成9年刊）136～222頁
- 7)前掲「万覚留帳」以下断りのない限り本史料によった。
- 8)『徳川実紀』第10篇（岩波書店、昭和51年刊）11頁
- 9)『本宮町史』通史編 417～418頁
- 10)三重県熊野市和氣西三直家文書（三重県史編纂室が撮影した写真版によった）
- 11)『徳川実紀』第10篇（10頁）なお遠藤源五郎らは、宝暦11年1月28日に諸国巡見の任を終えて幕府に報告に謁している（『徳川実紀』第10篇35頁）

なお本稿作成にあたっては三重県史編纂室と新宮市の熊野川町史編纂室に多大の協力を得た。